

北千葉広域水道企業団
建設工事検査要領

令和4年10月1日施行

目 次

北千葉広域水道企業団建設工事検査要領

(目 的)	1
(定 義)	1
(工事検査の実施)	1
(工事検査を行う者)	1
(工事検査方法)	1
(工事検査の種類)	2
(工事検査の報告等)	2
(検査の立会い)	2
(工事の手直し)	2
(準 用)	3
(復 命)	3
(検査の結果)	3
別記第1号様式	4
別記第2号様式	5
別記第3号様式	6
別記第4号様式	7
別記第5号様式	8
別記第6号様式	9

北千葉広域水道企業団建設工事検査要領

(目 的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2（契約の履行の確保）に定める検査のうち、北千葉広域水道企業団建設工事等監督検査事務処理要領（昭和58年訓令第1号。以下「監督検査事務処理要領」という。）第16条第1項に規定する建設工事の検査の実施に関し必要な事項を定め、厳正かつ効率的な検査を実施することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組織規程：北千葉広域水道企業団組織規程（平成29年管理規程第5号）をいう。
- (2) 処務規程：北千葉広域水道企業団処務規程（平成31年管理規定第1号）をいう。
- (3) 財務規程：北千葉広域水道企業団財務規程（令和2年管理規定第17号）をいう。
- (4) 建設工事：建設工事及び建設工事に係る製造の請負（以下「建設工事」という。）をいう。
- (5) 検査基準：北千葉広域水道企業団建設工事等検査基準（令和4年1月1日施行）をいう。
- (6) 企業長：北千葉広域水道企業団規約第9条に規定する企業長をいう。
- (7) 主務室の長：組織規程第2条に規定する室を同規程第6条第1項の規定により総括するもので当該事務を所掌するものをいう。
- (8) 監督職員：監督検査事務処理要領第2条に規定する監督職員をいう。
- (9) 検査：北千葉広域水道企業団が発注する建設工事について行う技術的検査をいう。

(検査の実施)

第3条 工事検査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づいて行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、建設工事の施工の途中において企業長が必要と認めたときは、工事検査を行うことができるものとする。

(検査を行う者)

第4条 工事検査は、監督検査事務処理要領第16条第1項及び第3項に規定する検査職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

(検査の方法)

第5条 検査員は、契約書類、施工管理資料その他関係書類に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について別に定める検査基準により工事検査を行い、その合否を判定するものとする。

2. 検査員は、工事検査を行うため必要があるときは、当該検査に係る建設工事を担当する監督職員に対し、当該建設工事に関する契約書類若しくは物件の掲示、立会い又は建設工事に関する説明を求めることができるものとする。
3. 建設工事の実施状況の工事検査は、施工管理（工程管理、出来形管理、品質管理）その他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む。）と設計図書（仕様書、設計

書及び図面をいう。以下同じ。)等と対比し、検査基準に留意して、施工管理状況及び施工内容の可否の判定を行うものとする。

4. 建設工事の出来形及び品質の工事検査は、現地検査において位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、設計図書と対比して検査基準に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、出来形図、写真等により当該出来形の可否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊若しくは分解、又は試験等により行うものとする。

5. 地下、水中その他仕上がり上内部面等外部から検査を行い難い部分については、監督員の証明、出来形図及び写真その他の記録により、検査することができる。

6. 建設工事の出来形部分の数量の検査は、工事出来形及び品質の結果に基づき出来形図及び出来形数量計算書により行うものとする。

(検査の種類)

第6条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完成検査 建設工事が完成したときに行う検査をいう。

ただし、不可抗力による損害のときは「完成(確認)検査」とする。

(2) 出来形検査 建設工事の既済部分について、部分払いを行う検査をいう。

ただし、完成検査に先立って引き渡しを受けるときは「出来形(部分引渡し)検査」とし、契約解除をするときは「出来形(打切り精算)検査」とする。

(3) 中間検査 指定工種を含む建設工事について施工途中に行う検査をいう。

ただし、部分使用をするときは「中間(部分使用)検査」とする。

(工事検査の通知等)

第7条 検査は、主務室の長が建設工事の受注者から建設工事共通仕様書に規定する工事完成通知書・出来形部分確認申請書・中間検査申請書・手直し工事完了通知書等(以下「通知書」という。)を受理した日から起算して14日以内に完了するものとする。

2. 主務室の長は通知書を受理した日から起算して5日以内に財務規程第112条第1項に規定する工事等完成報告書により企業長に報告するものとする。

3. 企業長は、前項の報告があったときは建設工事検査実施通知書(別記第1号様式)により、主務室の長及び建設工事の受注者に通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査の立会者は、原則として主務室の長が立会うものとし、立会えないときは、主務室の長が命ずる職員とする。

2. 受注者については、契約当事者又は現場代理人とし、主任技術者、監理技術者及び専門技術者等関係者を時に立会わせるものとする。

3. 前項の規定によるもののほか、受託工事の検査にあつては、受託者又は受託者が指定する者を検査に立会わせるものとする。

(工事の手直し)

第9条 検査員は、工事検査の結果のその出来形及び品質等が、契約書、設計図書、その他関係書類と相違し又は不完全と認めたときは、手直し工事指示書(別記第2号様式)により補修又は改造を主務室の長及び受注者に指示しなければならない。

2. 検査員は、第1項の補修又は改造が極めて重大であると認めるときは、速やかに企業長に報告するものとする。

(準 用)

第10条 手直し工事の検査は、第7条及び第8条の規定を準用する。

(復 命)

第11条 検査員は、工事検査を実施したときは、その結果について、検査を実施した日から原則として5日以内に財務規程第38条に規定する検査調書（別記第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、企業長に復命しなければならない。

(1) 完成検査の場合は別に定める北千葉広域水道企業団建設工事成績評定要領（昭和58年4月1日制定）に基づき評定した工事成績評定表（第1号様式）

(2) 手直しの場合は、手直し工事指示書（別記第2号様式）

(検査の結果)

第12条 企業長は、前条の復命を受けたときは、当該建設工事について認定するものとする。

2. 企業長は、前項の認定をしたときは、建設工事認定通知書（別記第4号様式）に検査調書（別記第3号様式）を添付し、主務室の長に通知するものとする。

3. 企業長は、第1項の認定をしたときは、当該認定に係る建設工事の受注者に工事完成（出来形、中間）検査結果（別記第5号様式及び別記第6号様式）により通知するものとする。

附 則

この訓令は、昭和58年4月1日から施行し、同日以降、企業団が発注する工事等に適用する。

この訓令は、平成元年4月1日から施行し、同日以降、企業団が発注する工事等に適用する。

この訓令は、平成2年6月20日から施行し、同日以降、企業団が発注する工事等に適用する。

この訓令は、平成15年4月1日から施行し、同日以降、企業団が発注する工事等に適用する。

この訓令は、平成18年4月1日から施行し、同日以降、企業団が発注する工事等に適用する。

この訓令は、平成28年4月1日から施行し、同日以降、企業団が発注する工事等に適用する。

この訓令は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に企業団が発注する工事等に適用する。

この訓令は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に企業団が発注する建設工事に適用する。

この訓令は、令和4年1月1日から施行し、同日以降に企業団が発注する建設工事に適用する。

この訓令は、令和4年10月1日から施行し、同日以降に企業団が発注する建設工事に適用する。

別記第1号様式

第 号
年 月 日

主務室の長
受注者様

北千葉広域水道企業団
企業長

建設工事検査実施通知書

このことについて、下記のとおり完成（出来形・中間）
検査を実施するので通知します。

記

検査実施年月日	年 月 日
検査員氏名	
工事番号及び工事名	第 号
工事場所	
受注者	
契約金額	
備考	

別記第2号様式

年 月 日

主務室の長
受注者様

北千葉広域水道企業団

検査員 

手直し工事指示書

年 月 日検査の結果、下記のとおり手直しを必要とするので
措置（補修又は改造）してください。

記

工事番号及び工事名	第 号
工事場所	
受注者	住所
	氏名
契約金額	
手直し工事期限	年 月 日
企業団側立会者	
受注者側立会者	
手直し工事指示事項	
備考	

別記第3号様式

伺い、工事検査の結果について下記のとおり復命します。

決裁のうえは、別紙認定通知書（案一1）及び検査結果（案一2）により通知してよろしいか。

工事等検査調書

年 月 日設計図書（出来形調書）に基づき検査の結果、下記のとおり完成（出来形・中間）を認める。

年 月 日

検査員 (印)

記

工事番号及び 工 事 名	第 号		
工 事 場 所			
科 目	年度	款 項	目 節
受 注 者	住 所		
	氏 名		
当初設計金額	円	契約年月日	年 月 日
変更設計金額	円	着工年月日	年 月 日
精 算 金 額	円	完 成 期 限	年 月 日
契 約 金 額	円	完成 出来形年月日 中間	年 月 日
完 成 金 額 出来形	円	既 支 払 額	円
		今 回 支 払 額 (残額)	円
検 査 立 会 人	企業団	受注者	
備 考			

別記第4号様式

第 号
年 月 日

主務室の長 様

北千葉広域水道企業団
企業長

建設工事認定通知書

このことについて、下記のとおり完成（出来形・中間）を認定する。

記

検査年月日	年 月 日		
検査員			
工事番号及び 工事名	第 号		
工事場所			
契約金額	円	契約年月日	年 月 日
		完成・出来形 ・中間年月日	年 月 日
完成 金額 出来形	円	既支払額	円
		今回支払額	円
受注者			

- 注 (1) 検査調書は別添のとおり
(2) 同封の検査結果通知書を請負者に送付してください。

別記第5号様式

第 号
年 月 日

受注者様

北千葉広域水道企業団
企業長

建設工事検査結果通知書

このことについて、下記のとおり完成（出来形・中間）を認めます。

記

検査年月日	年 月 日		
検査員			
工事番号及び 工事名	第 号		
工事場所			
契約金額	円	契約年月日	年 月 日
		完成・出来形 ・中間年月日	年 月 日
完成 金額 出来形	円	既支払額	円
		今回支払額	円
備考	評定点 点		

注) 評定点は北千葉広域水道企業団建設工事成績評定要領第12条の規定により公表します。

別記第6号様式

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3点
	II. 配置技術者	／ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0点
	II. 工程管理	／ 8.1点
	III. 安全対策	／ 8.8点
	IV. 対外関係	／ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9点
	II. 品質	／ 17.4点
	III. 出来ばえ	／ 8.5点
4. 工事特性	施工条件等への対応	／ 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／ 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	／ 5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事故等による減点	
	総合評価項目 不履行による減点	
評 定 点 合 計		／ 100点

（注）端数処理の関係で評価項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。